

議会議案第48号

鎌倉市が締結する契約及び補助金の交付の法令遵守に
関する条例の制定について

鎌倉市が締結する契約及び補助金の交付の法令遵守に関する条
例を次のように定める。

平成29年3月21日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	松	中	健	治

(提案理由)

鎌倉市が締結する契約及び補助金の交付の法令遵守に関して、必
要な事項を定めるものである。

鎌倉市が締結する契約及び補助金の交付の法令遵守に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、鎌倉市が締結する請負・委任・委託契約（以下「契約」という）、補助金の交付において、その相手方に法令遵守をさせるとともに、市の事業において安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、市の福祉向上に資することを目的にして、必要な事項を定めるものとする。

(市の責務)

第2条 市は、法令及びこの条例に基づき、市が締結する契約の相手方及び補助金の交付を受ける相手方は法令及び条例を遵守させるために、必要な措置を執らなければならない。

(相手方の責務)

第3条 市が締結する契約の相手方及び補助金の交付を受ける相手方は社会的な責任を自覚し、法令等を遵守することはもとより、誠実に事業を実施しなくてはならない。

(契約に関する定め)

第4条 市は契約を締結するときは、相手方に法令及び条例を遵守させることを義務づけなければならない。

2 相手方に法令及び条例に違反する疑いがあると思料される場合には、市は調査を実施し、相手方は市の調査に協力しなくてはならない。市の調査の結果、相手方に法令及び条例に違反することが明らかになった場合、市は改善のための指導をしなくてはならない。

3 市の調査を拒んだ場合、もしくは調査の結果、指導によっても相手方に改善がみられない場合は、契約を解除することができる。

4 市は相手方に対して、市の調査に協力させ、法令及び条例に違反することが明らかになった場合において、改善させるために、必要な事項を契約に定めなくてはならない。

(補助金の交付に関する定め)

第5条 市は補助金を交付する相手方に、法令及び条例を遵守することを義務づけなければならない。

2 相手方に法令及び条例に違反する疑いがあると思料される場合には、市は

調査を実施し、相手方は市の調査に協力しなくてはならない。市の調査の結果、相手方に法令及び条例に違反することが明らかになった場合、市は改善のための指導をしなくてはならない。

- 3 市の調査を拒んだ場合、もしくは調査の結果、法令及び条例に違反することが明らかになった後、指導によっても相手方に改善がみられない場合は、市は補助金の返還を命ずることができる。

(適用)

第6条 この条例の規定は、鎌倉市が締結する契約及びすべての補助金の交付について適用する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。